4月1日からの学校における感染症対策について

政府は、5月8日から新型コロナウイルス感染症を、感染症法上の5類に位置付けるとしています。また、文部科学省は、4月1日から、学校の教育活動では、マスクの着用を求めないことを基本とするとしています。

政府の方針を踏まえ、以下のとおり、<u>4月1日からの学校における感染症対策</u>についてお知らせします。

なお、このお知らせは、4月1日から5月7日(新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2 類から5類に移行する前日)までの感染症対策です。5月8日以降については、改めてお知ら せします。

1 マスクの取扱いについて

- ○<u>学校教育活動においても、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスク</u> の着用を求めません。
- ○<u>登下校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特に積極的にマスクを外すよう呼びかけます。</u>ご家庭でもお子様にお話いただきますようご理解、ご協力をお願いします。
- ○基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行います。

2 給食・昼食時の会話について

- ○適切に換気を行い、机を挟んで対面の座席配置も可能とします。
- ○引き続き、大声でなければ、会話を控える必要はないものとします。

3 学校で感染者が判明した際のお知らせについて

○感染者の減少及び5類への移行を踏まえ、学校に感染者の報告があった際は、その都度、学校から保護者の皆様へお知らせしていた取扱いを改め、<u>学級閉鎖等を行った際</u>にお知らせを発出します。

4 基本的な感染症対策について

- ○学校では引き続き、手洗い・咳エチケット・換気な<u>どの感染症対策</u>を行います。
- ○<u>ご家庭・学校それぞれの児童生徒の健康観察は継続</u>します。その際、<u>ご家庭から学校</u> への健康観察票やロイロノート・スクール等での報告は必要ありません。